



佐賀県公報

平成18年
3月17日
(金曜日)
号 外

(◎)は、県例規集に登載するもの。

目次

公 告

○マイクロバス貸切旅客運送契約に係る一般競争入札

(用度管財課)

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 3月17日

収支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長

久

保

修

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名称 マイクロバス貸切旅客運送契約
- (2) 契約内容 貸切旅客運送に係る単価契約
- (3) 対象車種 マイクロバス
- (4) 契約期間 平成18年 4月1日から平成19年 3月31日まで
- (5) 運送区域 主に佐賀県内
- (6) 予定回数 年間55回程度
- (7) 利用連絡 利用日の 7 日前までに随時連絡

2 入札参加資格

本件入札に参加できる者は次に掲げる条件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者

- (2) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第 3 条第 1 項ロの一般貸切旅客自動車運送事業について国土交通大臣の許可を受けている者

- (3) 営業用マイクロバスを常時 2 台 (うち 1 台は定員26名以上) 以上使用し

ている者

- (4) 大型 2 種免許保持者を常時 2 名以上雇用している者

- (5) 佐賀県内に本社を有する者、県内に支社等を有し、当該支社等の従業員が全従業員に占める割合が50パーセント以上である者又は県内従業員数が 50人以上である者

- (6) 県税の未納がない者

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番59号

佐賀県出納局用度管財課財産担当

電話 0952-25-7192 Email : youdokanzai@pref.saga.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び問い合わせ先

ア 交付期間

平成18年 3月17日 (金) から平成18年 3月24日 (金) までの午前 9 時

から午後 5 時まで

イ 交付場所及び問い合わせ先

上記(1)の担当課

- (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者 (以下「入札者」という。) は、アの提出期限までに、入札説明書に規定する一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料を、上記(1)の担当課まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けてください。

イ 提出期限 平成18年 3月24日 (金) 午後 5 時

期限までに申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格確認のため、別途資料の提出を求めることがありま

す。

エ 競争入札参加資格の確認結果は、平成18年3月29日(水)までに入札者へ通知します。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月31日(金) 午前10時30分 佐賀県庁本館 1階入札室

(5) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)

第103条第2項第2号の規定により免除します。

(6) 契約保証金

規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(7) 入札方法

入札説明書で指定する複数項目の単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)を入札することとします。

(8) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、全入札単価とも予定価格の範囲内であり、かつ、各項目の単価の入札単価に予定数量を乗じて得た額の合計額(予定総額)が最低の申し込みを行ったものを契約の相手方とします。

イ 落札者となるべき同価格の申込みをした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者及び規則第110条各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが

できません。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) この公告に関する入札は、当該契約に係る平成18年度予算が成立しない場合は、中止します。